

子ども総合相談事業について

子ども未来部 子ども総合相談課

1 事業内容

子ども総合相談事業では、妊産婦、0歳から18歳までの子どもとその家庭から、子育て、子どもの発達、学校生活に関する事など、どこに相談していいかわからない悩みを幅広く受け止め、背景にある課題を専門的に分析、検討し、関係機関と連携して、適切な支援に確実につなげる。

2 業務詳細

大項目	中項目	小項目
相談業務	総合相談	◆相談対応（初回面接、状況確認、助言等） ◆関係機関との連携・調整
	発達相談	◆5歳児発達相談（就学前に発達の特性の見立てと助言を行い、就学に向けた子どもが適応できる環境整備の支援を行う） ◆心理職による相談、検査 ◆医師による相談（週1回程度） ◆作業療法士・言語聴覚士による相談（月1回程度）
啓発業務	発達に関する啓発	◆一般向け啓発（啓発物の作成、講演会の実施等） ◆関係者向け啓発（研修会の実施等）
関係機関との連携のあり方検討	庁内関係課による協議・検討	◆庁内検討会の開催 ◆情報共有システムの運用継続の検討 ◆連携ガイドライン等の作成 ◆ケース事例を踏まえた連携方法の検討
母子健康手帳交付・妊婦相談業務(令和5年(2023年)4月から)	母子健康手帳交付・妊婦相談	◆妊娠届の受付、母子健康手帳の交付、妊婦相談 ※令和5年（2023年）4からは、子ども総合相談課に子育て世代包括支援センター（2か所目）を開設し、健康推進課と子ども総合相談課の2か所で母子健康手帳を交付する予定。

3 特徴的な機能

- (1) 多職種（保健師、社会福祉士、教育職、心理職のほか、医師（週1回程度）、作業療法士・言語聴覚士（月1回程度））による専門的なアセスメント（評価・分析）
- (2) 情報共有システムを活用した関係部署との連携及び支援に必要な範囲での情報共有